平成２３年（フ）第２４３１号
愛知県春日井市八田町６丁目18番地２　レジデンス上八田307号
債務者　藤井　伸幸
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　圭祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９号
岐阜県各務原市那加長塚町１丁目81番地
債務者　尾関　光政
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　良平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３号
秋田県横手市平鹿町樽見内字道下24番地２
債務者　野本　圭子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第５７号
北海道北斗市追分128番地、住民票上の住所　函館市桔梗４丁目30番６号
債務者　笹森　雄太
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１１８号
函館市美原３丁目26番４号
債務者　工藤　知江
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
岐阜県不破郡垂井町表佐1395番地の22
債務者　美山　広史
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目11番12号　メゾン上福岡103号
債務者　阿部　茂美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２００号
埼玉県入間市黒須１丁目12番　７―106号
債務者　志村　泰弘
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４１号
埼玉県入間市高倉３丁目５番26号　218
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５４号
埼玉県川越市大字鴨田577番地６　ムウハウス205号室
債務者　湯浅　和彦
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４６号
埼玉県入間市扇町屋１丁目７番17号
債務者　森田　留美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５８０号
札幌市手稲区前田１条12丁目５番23号　ハイムアルテリエ205号
債務者　追分真由美（旧姓須郷）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝5195番地
債務者　迎田千栄子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１９号
山形県飽海郡遊佐町吉出字北子橋下40番地
債務者　真島　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第８８号
群馬県高崎市筑縄町558番地73
債務者　日比　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６７号
埼玉県春日部市備後西２丁目12番10号
債務者　石鍋　　修
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
千葉県匝瑳市八日市場ホ215番地９
債務者　元倉南美子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係